

2026年6月1日

**【重要なお知らせ】**

**令和8年度診療報酬改定に伴う乳房再建に関する変更点および注意事項**

日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会 教育・研修委員会委員長 佐武利彦  
保険委員会 委員長 牧口貴哉  
日本形成外科学会 ブレストインプラント・ガイドライン管理委員会 委員長 森 弘樹  
日本形成外科学会 ロボット手術検討委員会 委員長 上村哲司  
日本形成外科学会 社会保険委員会 委員長 島田賢一

2026年6月1日より施行される診療報酬改定に伴う乳房再建に関する変更点および注意事項について、下記のとおりお知らせいたします。あわせて「使用要件基準（ガイドライン）およびシステム運用」に関する動画もご確認くださいませようお願いします。

**1. 特別認定施設における乳房インプラント二次再建は認められません**

日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会の使用要件基準（ガイドライン第5版）において、常勤の乳腺専門医（乳腺外科専門医）が在籍する状況下で、責任医師基準を満たす非常勤の形成外科専門医が、乳房インプラント二次再建を実施する3-C.ii)の実施医師基準が示されています。しかしながら令和8年度の診療報酬改定では、専門研修5年以上の常勤形成外科医（専門医相当）が配置されていることが施設基準として明記されているため、現時点では、特別認定施設において乳房インプラント二次再建を実施することができませんので、ご注意ください。

**2. ポーランド症候群の先天性乳房低形成、乳房欠損の乳房インプラント再建について**

ポーランド症候群に対して乳房インプラント再建（K476-4）を実施する場合は、日本形成外科学会のブレストインプラント・ガイドライン委員会が定める使用要件基準（ガイドライン）を遵守して実施してください。あわせて同委員会による実施施設認定の取得が必須となります。組織拡張器による再建（乳房）（K022）は、従来通りで保険適用外となりますので、ご注意ください。乳腺腫瘍患者、もしくは遺伝性乳がん卵巣がん症候群患者に対する乳房切除術、乳癌術後の乳房再建については、これまでどおり日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会の使用要件基準（ガイドライン）に基づき運用されております。

**3. 乳房インプラント（K476-4）、動脈皮弁と筋皮弁（K476-3）、組織拡張術（K022）における乳房再建（内視鏡下によるものを含む。）について**

令和8年度の診療報酬改定から、（内視鏡下によるものを含む。）の一文が追加されました。内視鏡補助下で乳房再建術を実施する際には、日本形成外科学会ロボット手術検討委員会が策定した内視鏡下手術の指針を遵守し、あわせてレジストリ登録を行っていただくようお願いいたします。